四日市市公共下水道排水設備工事 指定業者証再交付申請書

四日市市上下水道事業管理者

排水設備工事指定業者証をき損(紛失)したため、四日市市公共下水道排水設備工事 指定業者規則第5条第3項の規定により、関係書類を添えて再交付を申請します。

年 月 日

住所 氏名 印

届	出	区	分	
交付を	を受ける	た指定	番号	
指定	の有	` 効 期	間間	年 月 日から 年 月 日まで
理			田	
添	付	書	類	

- 1 届出区分は、「紛失」、「き損」、「盗難」、「焼失」等と記載する。
- 2 届出区分が、「き損」の場合は、指定業者証を添付すること。
- 3 てん末書及び証明書(盗難、焼失の場合)を添付すること。

≪申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。≫ ※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印